

北海道告示第11037号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年7月19日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘要
1 移動通信用鉄塔施設整備事業 電気通信事業者による携帯電話等の移動通信サービスの利用が困難な地域の解消を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費のうち次に掲げるもの 1 施設・整備費 2 用地取得費・道路費	2分の1以内（無線通信事業者が複数社参画し事業を実施する場合には3分の2以内）	総政第6号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 別に指示する様式	総政第6号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正本2部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課		書類は総合振興局長又は振興局長を経由すること。
2 移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助事業 地域間の情報通信格差是正を図るため、移動通信用鉄塔施設整備事業を実施するために借り入れた過疎債又は辺地債の元利償還金の一部について、予算の範囲内で補助する。	平成23年度以後に移動通信用鉄塔施設整備事業において過疎債又は辺地債を活用し、無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備を設置した市町村	1 過疎債を活用した場合 移動通信用鉄塔施設整備事業において発行した過疎債の当該年度の元利償還に要する経費 2 辺地債を活用した場合 移動通信用鉄塔施設整備事業において発行した辺地債の当該年度の元利償還に要する経費	1 過疎債を活用した場合 41分の6.3以内 2 辺地債を活用した場合 55分の6以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課		
3 夕張市財政再生支援対策費補助金 夕張市が発行した再生振替特例債について、夕張市の利子負担の低減を図るため、予算の範囲内において補助する。	夕張市	夕張市が発行した再生振替特例債の償還額のうち、利子償還に要する経費	1.5分の0.25以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第31号様式		提出部数 1部 提出期限 ・令和5年9月1日償還分 令和5年9月7日 ・令和6年3月1日償還分 令和6年3月7日 提出先		実績報告は要しない。

						総合政策部地域行政局市町村課		
4 北海道鉄道利用促進環境整備事業費補助金 北海道高速鉄道開発株式会社が北海道旅客鉄道株式会社に貸与する鉄道車両の取得に対する経費の一部に対し、予算の範囲内で交付する。	北海道高速鉄道開発株式会社	補助事業者が北海道旅客鉄道株式会社に貸与する車両を取得するために要する費用（車両本体及び附属品の合計の額）とする。	2分の1以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する書類	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課		
5 空港整備事業 空港法（昭和31年法律80号）第4条第1項第6号に掲げる空港の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。	空港整備をする地方公共団体	空港整備事業（国庫補助事業に限る。）に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 建設事業費 2 1に係る地方債の元利償還に要する経費	2分の1以内	総政第9号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式	総政第9号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年12月1日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		
6 住宅騒音防止対策事業費補助金 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「航空機騒音防止法」という。）に基づき実施される住宅騒音防止事業を行う補助事業者に対し、補助事業者の負担額の軽減を図るため、予算の範囲内で補助する。	航空機騒音防止法に定める特定飛行場の所在する市	1 工事費 本工事費、工事負担金及び工事雑費 2 事務費 3 設計監理費 (1) 設計図書作成のための経費 (2) 工事監理を行うための経費 (3) 所有者等が補助金の交付を受けるために必要な経費	2分の1以内	総政第9号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第76号様式 別に指示する様式	総政第9号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 総政第76号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和6年2月1日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		
7 ハイジャック等防止対策事業補助金 航空機の不法奪取等の防止対策の一環として、乗客所持品の検査を行い、もつ	検査事業を実施する航空運送事業者	航空運送事業者が北海道が管理する地方管理空港（運営権者が運営等を行う空港を除く。）において、エックス線透視等手荷物検査装置又は金属探知機を使用して検査業務を実施する事	2分の1以内	総政第75号様式（検査業務委託費の場合に限る。） 総政第6号様式（保安施設設置	総政第75号様式（検査業務委託費の場合に限る。） 総政第6号様式（保安施設設置	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		

<p>て航空交通の安全を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。</p> <p>1 検査業務委託費 検査業務の外注委託に要する経費</p> <p>2 保安施設設置費 エックス線透視等手荷物検査装置及び金属探知機又は監視装置の設置及び更新に要する経費</p>		<p>費の場合に限る。) 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>費の場合に限る。) 総政第29号様式 総政第31号様式</p>			
<p>8 丘珠空港周辺緑地整備事業</p> <p>道内航空網の拠点である丘珠空港と丘珠空港周辺の住民が良好な関係を保ち、空港と周辺住民が共存するために必要な周辺環境整備を推進するため、札幌圏都市計画緑地事業46号丘珠空港緑地に要する費用に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>札幌市</p>	<p>国庫補助事業及び単独事業に係る起債（整備時助成の補助額の基礎となる事業に限る。）の償還に要する額（国庫補助事業における市負担額の全てに起債が認められた場合にあっては、当該起債の償還に要する額）及びその利息とする。ただし、交付税措置される額を除く。</p>	<p>3分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和6年2月29日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		
<p>9 離島航空路線維持対策事業（路線維持事業）</p> <p>離島における住民の生活に必要な旅客輸送の確保及び離島における空港の効率的な利用に資するため、離島航空路線の就航に係る航空路線維持に要した費用に対して、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>株式会社北海道エアシステム</p>	<p>補助対象事業により発生した経常損失額から運航費補助対策事業の補助対象経費（以下「運航費補助対象経費」という。）を除いた額とし、その上限は、補助対象者が算出した実績損失見込額から運航費補助対象経費を除いた額とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、含めないものとする。</p>	<p>3分の1以内又は経常損失額の10分の1の額を控除した額の2分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 告示後30日以内 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		<p>実績報告は要しない。</p>
<p>10 民間委託外空港チャーター便誘致事業</p> <p>利尻空港、奥尻空港、中</p>	<p>本邦航空運送事業者</p>	<p>補助対象便を運航するために要する経費とする。ただし、賃金（補助事業に不可欠な人員等を一時的に雇用するために要す</p>	<p>1便あたり15万円とする。 寄附金その他の収入金がある</p>	<p>総政第2号様式 総政第15号様式 総政第18号様式 総政第20号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第30号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先</p>		

<p>標津空港、紋別空港及び丘珠空港へチャーター便を誘致するため、これらの空港のいずれかを発地または着地として、2地点間に4往復8便以上のチャーター便を運航する航空会社に対し、運航に要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>る経費を除く。) 、食糧費、消費税及び地方消費税を除く。</p>	<p>ときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>総政第32号様式別に指示する様式</p>	<p>式</p>	<p>総合政策部航空港湾局航空課</p>		
<p>11 新地域振興特別対策事業費補助金</p> <p>新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>苫小牧市</p>	<p>苫小牧市が行う地域振興特別対策事業のうち次に掲げる経費</p>	<p>10分の9以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		
<p>(1) 施設整備等事業費</p>		<p>1 起債の対象となる次の経費については、当該起債対象経費から起債充当額及び事業費補正額を差し引いて得た額 (1) 設計監理費のうち実施設計費、工事監理費 (2) 用地造成費 (3) 用地取得費 (4) 施設整備費及び付帯施設整備費 (5) 既存施設の大規模な改良、改築費 (6) 事務費（会食に要する経費は除く。） (7) その他 2 起債の対象とならない経費で必要と認める経費</p>						
<p>(2) 起債償還事業費</p>		<p>施設整備等事業費の欄中の許可された起債の元利償還費については、当該起債の元利償還費から地方交付税算入額を差し引いて得た額</p>						

<p>12 新千歳空港周辺地域振興基金運用益見合補助金</p> <p>新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団</p>	<p>新千歳空港周辺地域振興基金の運用益の目標金額に不足金額を積立するために要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		
<p>13 新千歳空港周辺地域振興基金造成事業</p> <p>新千歳空港の24時間運用に関し、関係地域の振興や活性化を進めるため、新千歳空港周辺地域振興基金の造成に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う新千歳空港周辺地域振興基金の造成に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和6年3月31日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		
<p>14 地域振興特別対策事業費補助金</p> <p>新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>苫小牧市</p>	<p>苫小牧市が行う地域振興特別対策事業のうち平成19年度から平成21年度にかけて発行された起債の平成22年度以降に係る元利償還額</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		
<p>15 千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金造成補助金</p> <p>「深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に関する覚書」に基づき、航空機騒音の軽減対策、地域の活性化及び住民生活の安定・向上に資する事業等を実施することを目的として、公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団に千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金を造成するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団</p>	<p>千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金造成に係る経費</p>	<p>定額</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		